

心が活きる あなたが生きる アクセスポイント

入院から退院・退院後の生活に至るまで、医療・福祉について包括的な支援を行います。

入院・通院患者さんに安心して治療を受けていただくとともに、よりよい社会生活が送れるよう地域の関係機関と協力して取り組んでいます。

外来診療

受付

外来診察表（予約制）

	月	火	水	木	金
一般外来	○	○	○	○	○
中・高生こころの専門外来		○			
アルコール専門外来			○		○



中・高生こころの専門外来（火）

統合失調症、うつ状態、摂食障害、発達障害、ひきこもり・不登校、神経症、心身症など思春期心理に関連する患者さんの治療にあたります。

アルコール専門外来（水・金）

アルコール依存症の治療を行っています。まず依存症であるかどうかの診断と身体合併症の検査、評価を行います。そして依存症と診断された方については、断酒継続を目標として通院治療を行っています。

患者さんによっては2ヶ月間の教育入院（アルコール症リハビリプログラム）をお勧めしています。

入院診療

第1病棟

病床数50床 男女混合の閉鎖病棟
15：1基準看護



アルコール依存症の専門治療病棟として回復プログラムを実施しています。また、長期

入院になった患者さんを対象に、多職種スタッフと協働して、集団活動で生活機能の回復を図ったり、退院前訪問指導などの個別支援を実施して、患者さんの地域生活に向けた支援を行っています。

第2病棟

病床数50床 男女混合の閉鎖病棟
13：1基準看護



急性期治療病棟で、患者さんの急性期症状が安定するための治療や看護を行っています。症状が落ち着けば、状態に応じて散歩や外泊、作業療法などのリハビリを実施しながら早期の退院に向けて支援しています。また、滋賀県の精神科救急医療システムの後方支援病院として、救急患者さんの受け入れを行っています。

患者さんが安心して過ごせるよう、スタッフ全員でサポートしています。

第3病棟

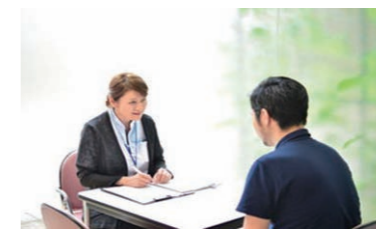
病床数23床（予備3床含む）



心神喪失または心神耗弱の状態で重大な他害行為を行ってしまった人に対し、医療観察法に基づき、再他害行為の防止を図り、社会復帰を促進することを目的とした治療病棟です。患者さん本人の希望や意向に沿った問題解決に向けて、多職種の医療スタッフが相互に連携・協働し、専門性を活かしながら一人ひとりに寄り添っています。

地域生活支援

医療福祉相談

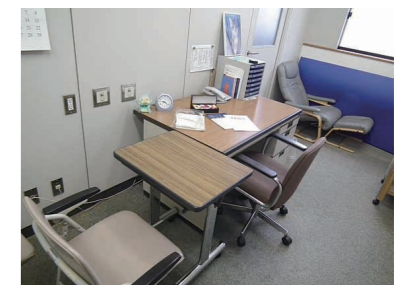


患者さんの継続かつ適切な医療のために福祉サービスの利用、生活上の相談などを受けております。地域生活支援部に精神保健福祉士を配置しておりますのでお気軽にご相談ください。

心理検査

性格や行動の特徴などを客観的に知るために行われます。心理検査の結果は診断や治療のために用いられます。

希望される方は主治医にご相談ください。



作業療法



身のまわりのこと、人とのつながり、役割りをこなすことや余暇活動などの様々な生活行為を「作業」といいます。病棟や作業療法室での活動を通して、より良い生活が送れるよう支援を行っています。

精神科デイケア

医師の指示のもと、スタッフと相談しながらデイケアプログラムに参加します。楽しみながらグループでの活動を通じて、生活リズムを整え、症状への対処、体力・集中力などを高め、社会復帰・社会参加を目指します。



全体図

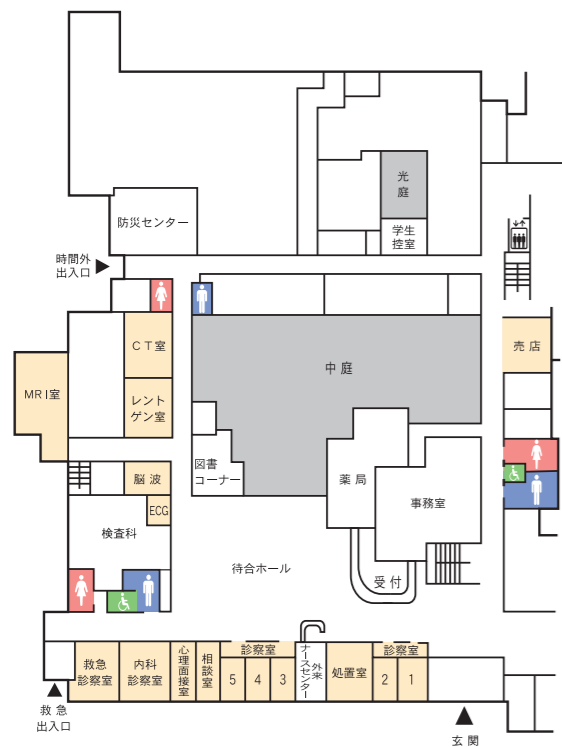


経緯

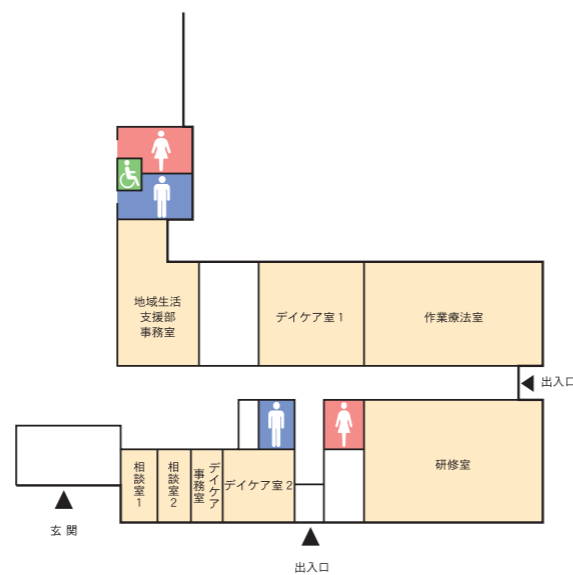
平成4年6月	精神保健総合センター竣工 開設 精神保健センター部門業務開始
平成4年9月	病院部門業務開始 外来、入院業務 (50床)
平成4年10月	精神科デイケア部門業務開始
平成5年4月	労災保険指定病院の指定
平成5年5月	100床で稼働開始
平成9年4月	滋賀県精神科救急医療システム事業開始 精神科救急医療施設の指定
平成12年6月	応急入院指定病院の指定
平成17年7月	医療観察法指定通院医療機関の指定
平成18年4月	地方公営企業法全部適用 組織改編に伴い、精神医療センターに名称変更
平成25年11月	医療観察法病棟の開棟 (23床) (予備3床含む)
平成27年3月	病院総合情報システム (電子カルテシステム) 導入
平成30年3月	滋賀県アルコール健康障害対策推進計画に基づく 依存症治療拠点機関 (アルコール健康障害) に指定

フロアマップ

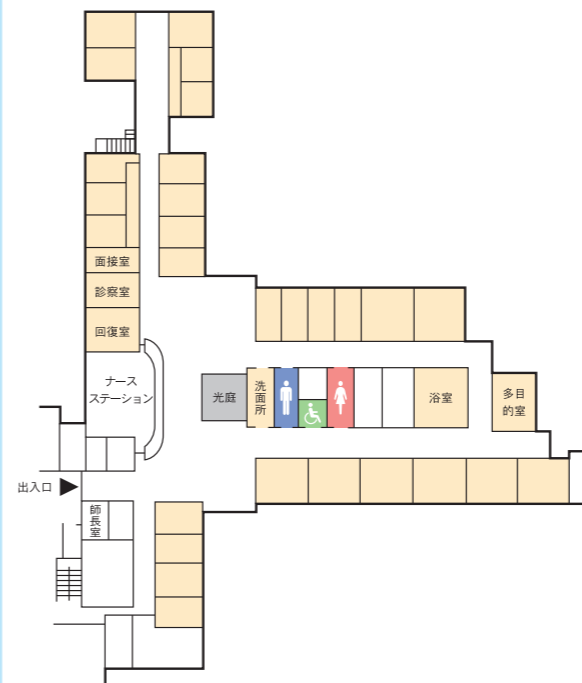
1 本館1F



2 地域生活支援部



3 第1・第2病棟



4 第3病棟 (医療観察法病棟)

